

第5章 保存活用計画作成の考え方

第1節 保存活用計画の目的

保存活用計画は、歴史文化基本構想に基づき、実際に文化財を総合的に保存・活用するための詳細な計画であり、具体的な施策・事業につなぐことを目的とします(下記の枠内の「技術指針」を参照)。

このため、地域の歴史文化に詳しい市民や学識経験者とともに実際に活動し、保存・活用の担い手として期待される市民や地域活動団体などの意見を踏まえながら作成する必要があります。

【技術指針】

保存活用(管理)計画とは、実際に文化財を総合的に保存・活用するために必要とされる詳細な計画であり、「歴史文化基本構想」とは別に作成するものである。

そのため、保存活用(管理)計画を作成する際には、地方公共団体の文化財保護施策の基本となる「歴史文化基本構想」において、対象となる文化財(群)、保存活用(管理)計画を作成する者、文化財(群)とその周辺環境の整備の方針、その他の保存活用(管理)計画に定めることが望ましい項目等について考え方を明確にすることが必要である。この考え方に基づき、保存活用(管理)計画を策定することとする。

※「歴史文化基本構想」策定ハンドブック：文化庁文化財部

また、本基本構想や保存活用計画と歴史まちづくり法^{※1}との連携及び次への展開を検討することとします。

歴史文化基本構想や保存活用計画は、それ自体は事業制度を含んでいませんが、歴史まちづくり法は事業制度を伴うもので、歴史文化基本構想の次への展開も意図されたものです。したがって、本基本構想に位置づけている施策・事業の具体化も意図して、「歴史的風致維持向上計画」の策定を検討します。

今後、出雲市が「歴史的風致維持向上計画」を策定し国の認定を受けると、計画に対する支援(社会資本整備総合交付金)や法律上の特例措置などを受けることができます。

なお、従来からある個々の文化財(重要文化財(建造物)、史跡など)を対象とした保存活用計画もありますが、ここでは歴史文化基本構想に基づいた複数の文化財を対象とした保存活用計画を中心に作成の考え方を明らかにします。

※1 歴史まちづくり法(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。「歴史まちづくり法」は、このような良好な環境(歴史的風致)を維持・向上させ後世に継承するために制定されました。(国土交通省HPより)

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。

計画が認定されると、認定計画に基づく事業の支援(社会資本整備総合交付金)や法律上の特例措置を受けることができます。

【出雲市における文化財の保存と活用の考え方・留意点】

文化財保護法の第1条には、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と明記されています。

出雲市においても、出雲市文化財保護条例の第1条で「この条例は、市内にある文化財を保護・顕彰し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。」と明記しています。出雲市ではこの目的のもとに文化財の保存・活用に取り組んでおり、保存活用計画では、第一義的には(活用の前提として)保存のあり方、方法などを考えることとなりますが、合わせて活用についても様々な面から検討することとします。

文化財の活用については、保存すること自体が情報としての活用、未来の活用の可能性の保持になるといえます。さらに、それぞれの文化財の特性や置かれた環境・条件などを踏まえ、情報提供・発信、公開、体験学習、観光・交流、地域おこし・まちづくりの面などから検討します。その結果、現状では情報提供にとどまることもあり得ますが、その場合においても、情報提供のより効果的な方法などを掘り下げることが大切と考えます。

なお、情報提供・発信は、いずれの活用策においても必要なことですが、その際、所有者の個人情報の保護や文化財の盗難、き損などに十分留意することが求められます。



建造物修理の見学会



遺跡の現地説明会

第2節 保存活用計画を定める文化財等の対象と作成主体

1 計画を定める文化財等の対象

歴史文化基本構想に基づく保存活用計画は、原則として関連文化財群を構成する主要な文化財又はいくつかのまとまり、あるいは歴史文化保存活用区域ごとにその全体又は一部を対象に作成を検討することとします。その際、具体的な取組・事業の実施の可能性、計画の必要性、地域住民等の理解と協力、計画の効果などを考慮し、作成する対象の設定や優先順位などを方向づけます。

また、保存活用計画では、周辺環境を含めて文化財の保存・活用を図ることを前提にします。

このため、対象とする区域の扱い・位置づけは、重点的な取組のゾーン、関連するゾーン、バッファ(緩衝)ゾーンなど、必要に応じて段階的に対応することが考えられます。

なお、保存活用計画は、具体的な取組・事業の展開、地域住民をはじめとした市民参加の可能性、必要性などを勘案して作成することとし、必ずしもすべての関連文化財群や保存活用区域で作成することを前提とするものではなく、個別の取組・事業が必要な場合には実施計画を作成するなど、具体化に向けて柔軟に対応することとします。

この他、従来から史跡等を対象とした保存活用(管理)計画、重要文化財(建造物)を対象とした保存活用計画があり、それぞれ文化庁が作成した手引きや策定指針がありますが、今後、これらを策定する場合には、歴史文化基本構想の考え方や取組などの反映に努めることとします。

2 計画の作成主体

保存活用計画の作成主体は、原則として出雲市とし、学識経験者や関係する市民代表、地域活動団体等と連携して作成することとします。

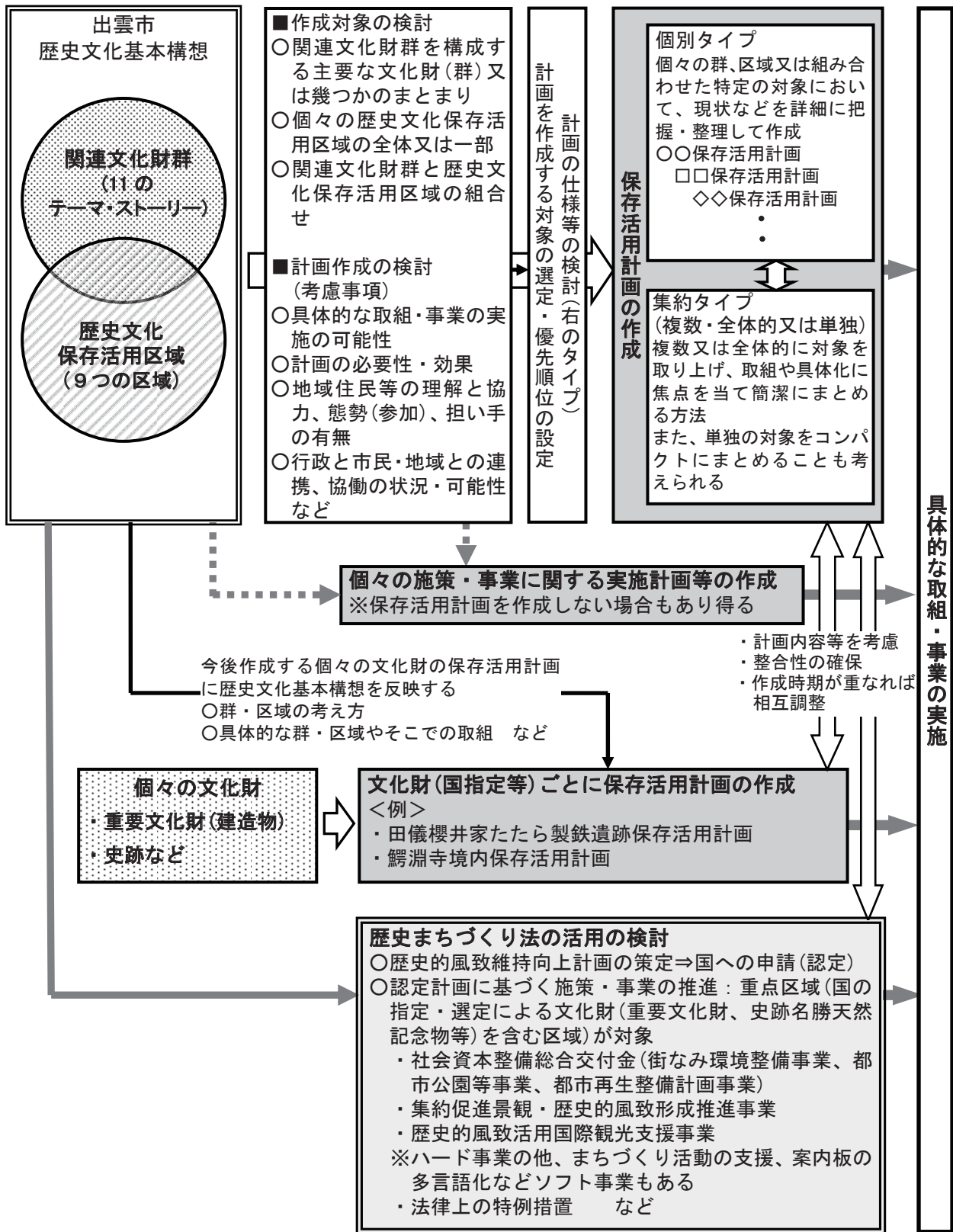


図 5-1 保存活用計画の作成のプロセス及び歴史まちづくり法の活用

第3節 保存活用計画に定めることを検討する事項

保存活用計画に定める内容については、関連文化財群、歴史文化保存活用区域、単体の文化財のいずれを対象とするかによって、定める内容に違いが生じることがあり得ると思われませんが、ここでは、定めることが望まれる基本的な事項を示します。

■計画の対象とその範囲

- 計画の対象とその名称、及び範囲を設定
- 範囲については、必ずしも明確な区域としない場合もあります(バッファゾーンを考慮する場合など)

■関連する文化財、対象区域における歴史文化の現況と特色・価値

- 対象区域の歴史(概況)や地域の特色
- 個々の文化財の状況や特色・価値
- 出雲市などでの対象区域の位置づけ、役割(現状又は期待される役割・可能性)

■関連文化財群、歴史文化保存活用区域の視点からの文化財の特色・価値

- 関連文化財群、歴史文化保存活用区域の視点からみた文化財の特色・価値の明確化

■文化財の保存(管理)・活用(整備を含む)の方針や取組

- 対象区域の全体的な文化財の保存・管理及び整備・活用の方針と取組
- 取り上げる個々の文化財や周辺環境ごとの保存・管理及び整備・活用の方針と取組
- 関連文化財群の視点からのつながりづくり、他地域との連携のための方針と取組

■体制整備の方針

- 行政、地域活動団体・住民、その他市民、専門家など、各主体に応じた役割や主体間の連携の方針、具体的な方策・取組

■事業計画・スケジュール

- 短期・中期・長期等の各段階又は年次計画に応じた、具体的な取組とその内容
- 各取組の関連が分かる工程表
- 計画の進行管理、見直しの方法 など

■その他(必要に応じて)

- 関連計画、関連する法令・既存の事業等
- 関連する市民・事業所の活動・意見
- 対象区域の主要な課題と文化財の保存・活用との関連性

第4節 文化財の保存・活用・整備の取組

前記の「保存活用計画に定めることを検討する事項」で示している『文化財の保存(管理)・活用(整備を含む)の方針や取組』に関して、現時点で設定又は想定できる取組(案)を示します。

この中には、文化庁の各種助成金・支援制度に加え、歴史まちづくり法(認定歴史的風致維持向上計画)の対象になる取組などもあり、今後、具体化していく段階で効果的な制度の活用を検討することとします。

1 関連文化財群における取組

11の関連文化財群に関して、文化財の保存・活用・整備に関わる取組(案)を示します。

関連文化財群に関わる取組については、大きくは関連文化財群ごとの取組(個別の取組、関連させる(群づくりの)取組:複数の関連文化財群に関わる取組もあります)及び関連文化財群全体での一体的・共通的な取組が考えられます。

こうした取組における出雲市の関わりについては、出雲市が事業主体となるもの、市民・地域活動団体等による取組を支援するもの、市民・地域活動団体等と協働するもの、及び地域活動団体等が単独で行うものがあります。いずれの場合にも、出雲市と市民・地域活動団体等が情報を共有し、相互に理解・協力することが大切になります。このことは、次の「歴史文化保存活用区域における取組(案)」においても共通します。

表 5-1 関連文化財群における取組(案)

1 / 3

名称 (テーマ)	文化財の保存・活用の取組(案) [○(主として)ソフト、□(主として)ハード、◇ソフト・ハード]	
	個別的な取組	関連させる(群づくりの)取組
(1) 今に息づく 出雲神話と風土 記の世界 ～連綿と歴史文 化を引き継ぐ出 雲～	○記紀・風土記ゆかりの神社等の環 境保全 ○民俗芸能の保存・継承 ○記紀・風土記伝承地等の地域にお ける周知と保存・活用の取組	○記紀・風土記伝承地等の調査・研 究と情報発信・提供 ◇記紀・風土記伝承地等をめぐるル ートづくりと案内・誘導(サイン、 SNS、パンフレット、ガイドな ど)
(2) 神々と仏が 坐す祈りの場 ～出雲特有の神 仏習合と神仏分 離～	○関連する文書及び社寺所有の美 術工芸品の調査・研究・把握と情 報発信・提供 ◇関係する神社仏閣の保存(修理)	○出雲大社と鱈淵寺をつなぐルー トの整備 ◇神社仏閣をめぐるルートづくり と案内・誘導(サイン、SNS、 パンフレット、ガイドなど)
(3) 出雲平野の 形成と原始世界 の発展 ～国引き神話と 符合する平野の 形成と遺跡群～	○弥生遺跡の調査・研究と情報発 信・提供及び保存・活用 ○未指定文化財(弥生遺跡)の保 存・活用の検討 ○宍道湖西岸・神西湖(周辺)にお ける平野形成の情報提供(説明板) ◇弥生遺跡等へのアクセスの円滑 化(サイン、情報提供など)	○荒神谷博物館、出雲弥生の森博物 館などにおける出雲平野の形成 や原始世界に関わる企画展等の (連携)開催 ◇出雲平野の形成と原始世界を めぐるルートづくりと案内・誘導 (サイン、SNS、パンフレット、 ガイドなど)

表 5-1 関連文化財群における取組(案)

2 / 3

名 称 (テーマ)	文化財の保存・活用の取組(案) [○(主として)ソフト、□(主として)ハード、◇ソフト・ハード]	
	個別的な取組	関連させる(群づくりの)取組
(4) 古墳時代の 出雲の勢力とく らし ～社会構造と精 神世界～	○古墳の調査・研究と情報発信・提 供及び保存・活用 ○未指定文化財(古墳など)の保 存・活用の検討	○古墳時代の出雲の勢力とくらし に関する調査・研究と情報発信・ 提供 ◇古墳時代の出雲の勢力とくらし をめぐるルートづくりと案内・誘 導(サイン、SNS、パンフレッ ト、ガイドなど)
(5) 出雲大社と 出雲の建築文化 ～大社造・神社建 築の美と精神性 ～	○神社建築の調査・研究と情報発 信・提供及び保存・活用 ○未指定文化財(神社建築)の保 存・活用の検討	○大社造などの調査・研究と情報発 信・提供 ◇出雲大社と出雲の建築文化をめ ぐるルートづくりと案内・誘導 (サイン、SNS、パンフレット、 ガイドなど)
(6) 治水・開拓 の歴史と屋敷構 え ～水と生き、農地 を開拓した先人 たち～	○築地松の保存・活用 ○茅葺き民家・豪農屋敷等の保存・ 活用 ○治水・開拓に関わる石碑等の保 存・活用 ○出雲平野の形成過程、昔の水域、 河川の表示、情報発信・提供	○散居集落の景観保全・活用 ○築地松や茅葺き民家等の見学の ルールづくりと関係権利者・地域 の理解・協力を得る取組 ◇治水・開拓の歴史と屋敷構えをめ ぐるルートづくりと案内・誘導 (サイン、SNS、パンフレット、 ガイドなど)
(7) たたらや鉱 山とともに生き た足跡 ～鉄や銅などを つくり運び出し てきた歴史文化 ～	○たたら跡などの調査・研究と情報 発信・提供及び保存・活用 ○鉱山跡の調査・研究と情報発信・ 提供及び保存・活用 ◇たたらや鉱山に関する展示や情 報提供等の施設・場の確保・充実	○広域的な連携によるたたらや鉱 山の調査・研究と情報発信・提供 ○広域的な周遊ルートづくり(関係 自治体・団体との連携など) ◇たたらや鉱山の跡をめぐるルー トづくりと案内・誘導(サイン、 SNS、パンフレット、ガイドな ど)
(8) うみとかわ の恵み ～水辺の生業～	○伝統的な漁の調査・研究・記録と 情報発信・提供及び継承 ○伝統的な漁労具などの収集及び 保存・活用 ○漁場環境の保全 ◇見学場所(視点場)の調査・確保	○各地で行われている漁の映像化 と情報発信・活用(観光、地域振 興・まちづくり、学校教育、学術 研究など) ◇伝統的な漁をめぐるルートづく りと案内・誘導(サイン、SNS、 パンフレット、ガイドなど)
(9) 地域に息づ く民俗芸能や習 俗 ～神々のふるさ とのくらしの文 化～	○民俗芸能等の調査・研究・記録と 情報発信・提供及び継承 ○発表機会の充実・周知 □民俗芸能等の舞台・備品保管庫な どの充実・整備	○民俗芸能等に関わるイベントの 開催(各地から集まって演舞) ○各地の民俗芸能等の映像化と情 報発信・活用(観光、学校教育、 学術研究など) ○出雲市の民俗芸能等の開催日程 等の情報発信・提供(SNS、パ ンフレットなど)

表 5-1 関連文化財群における取組(案)

名称 (テーマ)	文化財の保存・活用の取組(案) [○(主として)ソフト、□(主として)ハード、◇ソフト・ハード]	
	個別的な取組	関連させる(群づくりの)取組
(10) 出雲の文芸と学問 ～出雲大社の社家や旧家、私塾跡などからたどる庶民の文化～	○古文書などの調査・研究・収集、保存・活用 ◇塾跡などの保存・活用	○出雲の文芸と学問に関する調査・研究と情報発信・提供 ○出雲の文芸と学問に関する史料保管や展示、情報提供などの場(拠点)の確保・充実 ◇出雲の文芸と学問に関わる施設・遺跡などをめぐるルートづくりと案内・誘導(サイン、インターネット、パンフレット、ガイドなど)
(11) 海・川・陸のみちと町場の形成 ～多様な交通手段を生かした交流・交易と暮らし～	○海・川・陸のみちと町場に関する調査・研究と情報発信・提供 ○海・川・陸のみちと町場に関する建造物の調査・把握と保存・活用 ○町場・集落における交流の歴史文化の継承・活用	○平田船川と宍道湖を船でめぐるイベント等の開催 ○北前船や街道を通じた広域的なネットワークづくり(観光、地域振興・まちづくり、学校教育、学術研究など) ○干拓、城下町の建設を通じた出雲市と広島市の連携 ◇海・川・陸のみちと町場に関わる町並みや遺跡などをめぐるルートづくりと案内・誘導(サイン、インターネット、パンフレット、ガイドなど)

【関連文化財群全体での一体的・共通的な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ○市民等の参加・協力による文化財の継続的な調査、そのための体制の充実・強化 ○関連文化財群のテーマに関わる文化財の調査・研究と活用策の検討 ○関連文化財群を構成する文化財の保護策の推進 (文化財としての指定・選定・登録の検討、複数の文化財の連携した保存(維持管理体制、環境整備など)、文化財保護の啓発など) ○市民等の参加による文化財の保存(維持管理、継承)・活用とそのため体制づくり ○情報の収集・把握と発信・提供の体制づくり ○関連文化財群相互をつなぐ活用の検討 ○サイン計画の策定とサインのネットワーク的整備 ○文化財の公開・活用施設の整備・充実(コミュニティセンターの活用など) ○関連文化財群を生かした体験機会、イベントなどの開催 ○文化財(歴史文化)のある景観百選などの募集・選定・活用 ○文化財を生かした観光交流、地域活性化の促進 ○文化財を生かした地域間、世代間、及び広域的・国際的な交流の促進

2 歴史文化保存活用区域における取組

9つの歴史文化保存活用区域に関して、文化財の保存・活用・整備に関わる取組(案)を示します。

歴史文化保存活用区域における文化財の保存・活用においては、文化財そのものと合わせて周辺環境の整備や環境保全などに努めることとします。

表 5-2 歴史文化保存活用区域における取組(案)

1 / 2

名称 (中心テーマ)	文化財の保存・活用の取組(案) [○(主として)ソフト、◇ソフト・ハード、□(主として)ハード]
(1) 出雲大社と門前町	<ul style="list-style-type: none"> ○門前町の成り立ち、変遷、営みなどの歴史文化の調査・研究と情報発信・提供及び活用 ○旧家の文書の調査・研究と情報発信・提供及び活用 ○伝統芸能・習俗などの継承・活用 ○出雲大社の門前町としての景観ガイドラインの作成と普及、支援制度(ルールに基づいた建物の修繕・新築等への助成、地域での景観づくり活動の支援など)の検討 ◇指定・登録の文化財(建造物、遺跡等)の保存・活用 ◇当該歴史文化保存活用区域(周辺を含む)における周遊ルートづくりと案内・誘導(サイン、SNS、パンフレット、ガイドなど) □歩行環境の整備・充実(安全・快適化) □主要な通りにおける無電柱化の検討
(2) 出雲大社と鰐淵寺・大寺薬師、日御碕神社が物語る神仏の歴史と文化	<ul style="list-style-type: none"> ○神仏習合と神仏分離などの歴史の調査・研究と情報発信・提供 ◇出雲大社や北山山地一帯をめぐるルートづくりと案内・誘導(サイン、SNS、パンフレット、ガイドなど) ◇指定文化財等の保存・整備(鰐淵寺など) □出雲大社と鰐淵寺・大寺薬師、日御碕神社をつなぐルート(道路、自転車道、歩道・遊歩道・登山道などの歩行者動線)の整備・充実 ※その他:上記の「(1) 出雲大社と門前町」の取組
(3) 中世港湾都市・平田を引き継ぐ「木綿街道」と出雲平野の生業	<ul style="list-style-type: none"> ○中世港湾都市・平田や出雲平野の生業の調査・研究と情報発信・提供及び活用 ○歴史的建造物の調査 ○歴史的建造物の有形文化財登録・指定の推進 ○登録有形文化財の保存・活用 ◇歴史文化面からの平田船川の環境整備(サインを含む)と活用
(4) 築地松のある散居集落の文化的景観とくらし	<ul style="list-style-type: none"> ○築地松の調査・研究と保存・活用 ○茅葺き民家・豪農屋敷等の保存・活用 ○築地松や茅葺き民家等の見学のルールづくりと関係権利者・地域の理解・協力を得る取組 ◇散居集落、築地松のある地域としての景観ガイドラインの作成と普及、支援制度(ルールに基づいた建物の修繕・新築、築地松の管理、修景等への助成、地域での景観づくり活動の支援など)の検討 ◇散居集落の視点場(そこへのアクセスを含む)の確保及び整備・充実(旅伏山、出雲平野内のポイントなど) ◇散居集落をめぐるルートづくりと案内・誘導(サイン、SNS、パンフレット、ガイドなど) ※関連文化財群「(6) 治水・開拓の歴史と屋敷構え」と同様又は連携した取組
(5) 日本史に刻まれる出雲の弥生遺跡と古墳	<ul style="list-style-type: none"> ○弥生遺跡や古墳の調査・研究と情報発信・提供及び保存・活用 ○荒神谷博物館、出雲弥生の森博物館の利用促進(PR強化) ◇弥生遺跡や古墳へのアクセスの円滑化(サイン、情報提供など) ◇弥生遺跡や古墳群などをめぐるルートづくりと案内・誘導(サイン、SNS、パンフレット、ガイドなど)

表 5-2 歴史文化保存活用区域における取組(案)

区域の名称 (中心テーマ)	文化財の保存・活用の取組(案) [○(主として)ソフト、◇ソフト・ハード、□(主として)ハード]
(6) たたら製鉄遺跡群と農山村景観	<ul style="list-style-type: none"> ○製鉄遺跡の調査・研究と情報発信・提供 ○棚田等の文化的景観の保全・活用 ◇製鉄遺跡の保存・整備(田儀櫻井家たたら製鉄遺跡など) ◇製鉄遺跡や農山村景観をめぐるルートづくりと案内・誘導(サイン、SNS、パンフレット、ガイドなど)
(7) 島根半島の“浜”と“浦”～日本海沿岸の暮らしと自然～	<ul style="list-style-type: none"> ○“浜”と“浦”の歴史や伝統文化(慣習・行事、食文化など)、自然の調査・研究と情報発信・提供及び保存・活用 ○ジオパーク※1に向けた取組 ○島根半島全域の“浜”と“浦”が連携した観光交流やまちづくり活動の展開(「島根半島四十二浦巡り」など、地域での活動があります。) ◇島根半島の“浜”と“浦”をめぐる案内・誘導(サイン、SNS、パンフレット、ガイドなど) □島根半島の沿岸部の道路及び平野部とつなぐ道路の整備・充実
(8) 神西湖の文化的景観と生業	<ul style="list-style-type: none"> ○神西湖に関わる歴史文化の調査・研究と情報発信・提供 ◇神西湖九景の場所(視点場)の確認と環境整備(サイン、展望スペース、休憩施設など) ◇神西湖九景などをめぐるルートづくりと案内・誘導(サイン、SNS、パンフレット、ガイドなど)
(9) 神戸川と沿岸のくらし～四つ手網に代表される生業と文化的景観～	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統的な漁の記録と情報発信・提供 ○四つ手網などの伝統的な漁の継承 ○四つ手網などの実施時期の情報発信・提供、見学機会の確保 ○伝統的な漁で捕った魚などを味わう機会・場の確保 ◇伝統的な漁労具などの収集及び保存・活用(施設の整備・充実) ◇見学場所(視点場)の調査・確保及び環境整備 ※関連文化財群「(8) うみとかわの恵み」と同様又は連携した取組

【歴史文化保存活用区域全体での一体的・共通的な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ○未指定等の文化財の調査・研究 ○歴史文化保存活用区域における文化財の保護策の推進 (文化財としての指定・選定・登録の検討、周辺環境を含めた文化財の保存、文化財保護の啓発等) ○あまり知られていない、活用されていない、埋もれている文化財の調査・把握と保存・活用 ○関連文化財群と歴史文化保存活用区域をつなぐ活用の検討 ○歴史文化保存活用区域における文化財を生かしたまちづくり活動などの展開 以下、前記の「1 関連文化財群全体での一体的・共通的な取組」と同様の取組 ○市民等の参加・協力による文化財の継続的な調査、そのための体制の充実・強化 ○市民等の参加による文化財の保存(維持管理、継承)・活用とそのための体制づくり ○情報の収集・把握と発信・提供の体制づくり ○文化財(歴史文化)のある景観百選などの募集・選定・活用 ○文化財を生かした観光交流、地域活性化の促進 ○文化財を生かした地域間、世代間、及び広域的・国際的な交流の促進 ◇サイン計画の策定とサインのネットワーク的整備 ◇文化財の公開・活用施設の整備・充実(コミュニティセンターの活用など)

※1 ジオパークとは、

「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。(特定非営利活動法人 日本ジオパークネットワークのHPより)

3 具体化のプログラム

文化財の保存・活用・整備の取組について、具体化に道筋をつけるため、主として関連文化財群における取組を対象に、具体化に向けたプログラム(案)を設定します。

歴史文化保存活用区域におけるプログラムについては、区域内における地域住民への周知、理解を得る取組などの状況を踏まえ、段階的にプログラムを検討します。

(1) 関連文化財群を巡るルートづくりとサイン整備

A：テーマごとに設定した関連文化財群を巡るルート、また、関連文化財群どうしを結ぶルートを設定し整備を図っていきます。

B：関連文化財群を巡るルートマップやパンフレットを作成するとともに、案内板、説明板等のサイン整備を図っていきます。

表 5-3 関連文化財群を巡るルートづくりとサイン整備(プログラム案)

内 容	主体	H29	H30	H31	中期	長期	備 考
A: ルートの設定と課題・問題点の抽出	行政						
A: 個別の整備計画作成	行政 地域						
A: 個別のルート整備	行政 地域						
A: 環境維持と活用	地域						
B: ルートマップ、パンフレットの作成	行政 地域						
B: 案内板、説明板等の整備	行政 地域						

※H29 など：年度を示す(以下同様)

(2) 市民参加による文化財の保存と活用

C：文化財の保存・活用に向けて、市民への情報発信と学習活動の支援を行っていきます。

D：市民一人ひとりが地域の文化財を知り、他に伝えていけるようボランティアの育成に努めていきます。

表 5-4 市民参加による文化財の保存と活用(プログラム案)

内 容	主体	H29	H30	H31	中期	長期	備 考
C: インターネットによる情報発信	行政						
C: 地域における学習活動の推進	地域						
C: 市民への啓発活動	行政 地域						
D: ボランティアガイドの育成	行政						
D: 地域ごとの文化財マップの作成	行政 地域						

(3) 関連文化財群ごとの個別計画

- ①今に息づく出雲神話と風土記の世界
- ②神々と仏が坐す祈りの場
- ③出雲平野の形成と原始世界の発展

表 5-5 関連文化財群(①②③)ごとの個別計画(プログラム案)

内 容	主体	H29	H30	H31	中期	長期	備 考	
①関連神社保存に向けての指導・助言	行政	—————						随時
①記紀・風土記伝承地の現地調査	行政		—————					
①記紀・風土記伝承地の調査報告	行政				—————			
①杉沢遺跡保存活用計画	行政				—————			
①民俗芸能指定物件候補の調査・選出	行政	—————						随時
①地域における保存・継承活動	地域	—————						
①活動支援策の検討	行政			—————				
②関連文書の調査	行政	—————						
②社寺所有美術工芸品調査	行政	—————						随時
②指定候補物件の調査・選出	行政			—————				随時
②鰐淵寺保存活用計画	行政 所有者	———						
②神社仏閣保存修理(指定物件)	行政 所有者	—————						鰐淵寺
③弥生遺跡を巡るルートマップの作成	行政 地域				—————			
③未指定文化財の保存活用策の検討	行政				—————			
③弥生遺跡の調査・研究	行政	—————						随時
③博物館における企画展等の開催	行政	—————						随時

- ④古墳時代の出雲の勢力とくらし
- ⑤出雲大社と出雲の建築文化
- ⑥治水・開拓の歴史と屋敷構え

表 5-6 関連文化財群(④⑤⑥)ごとの個別計画(プログラム案)

内 容	主体	H29	H30	H31	中期	長期	備 考
④古墳の調査・研究	行政						
④主要古墳保存活用計画の策定	行政						中村・築山
⑤神社調査報告書の発刊	行政						
⑤⑥指定候補物件の調査・選出	行政						随時
⑤旧大社駅舎の保存修理	行政						
⑥民家調査・報告書の発刊	行政						
⑥築地松保存活用計画の策定	行政						
⑥築地松保存管理支援策の検討	行政						
⑥豪農屋敷・築地松の保存・継承	所有者						

- ⑦たたらや鉱山とともに生きた足跡
- ⑧うみとかわの恵み
- ⑨地域に息づく民俗芸能や習俗

表 5-7 関連文化財群(⑦⑧⑨)ごとの個別計画(プログラム案)

内 容	主体	H29	H30	H31	中期	長期	備 考
⑦たたら跡整備活用基本計画の策定	行政						田儀櫻井家
⑦ガイダンス施設の整備	行政						越堂たたら
⑦たたら跡調査・報告書発刊	行政						
⑦調査成果の報告・講演会	行政 地域						随時
⑧漁労具の収集と保存・活用	行政 地域						民俗資料庫
⑧伝統的な漁の体験活用の検討	行政 民間						
⑨民俗芸能イベント・発表会の開催	行政 民間						随時
⑨民俗芸能の映像記録と活用	行政 民間						
⑨観光向け情報発信の充実	行政 民間						随時

⑩出雲の文芸と学問

⑪海・川・陸のみちと町場の形成

表 5-8 関連文化財群(⑩⑪)ごとの個別計画(プログラム案)

内 容	主体	H29	H30	H31	中期	長期	備 考
⑩伝承館・手銭記念館との連携体制の構築	行政 民間						
⑩文芸・学問に関する古文書調査	行政						
⑩文芸・学問の関連地・塾跡のマップ	行政						
⑩関連講座、研究成果の発表	行政						随時
⑪海・川・陸のみちの地域学習推進	地域						
⑪町場・集落における歴史文化の継承	地域						
⑪北前船広域ネットワークの推進	行政						

第6章 文化財の保存・活用を推進するための体制整備と進行管理

第1節 文化財の保存・活用の体制づくり

出雲市歴史文化基本構想に基づき、文化財の保存・活用を進めるためには、それを担う体制の充実・強化が求められます。

【文化財の保存・活用の体制づくり】

- 1 文化財の継続的な調査・研究の体制の充実(行政、学識経験者、文化財調査協力員、市民、地域活動団体等)
- 2 市民参加と協働の文化財の保存・活用、管理運営の体制づくり
- 3 文化財に関わる情報の把握と一元管理の体制(文化財の危機管理等)
- 4 歴史文化基本構想の推進と庁内連携の体制の充実・強化
- 5 関係機関・自治体との連携

1 文化財の継続的な調査・研究の体制の充実

これまでの文化財調査の成果や経験を踏まえ、今後においても、文化財調査協力員をはじめとした市民や専門家等の協力・参加による調査体制を充実させ、文化財調査の継続的な実施と出雲市の文化財研究を進めます。

こうした文化財調査や研究の成果などは、様々な情報媒体や機会を活用し、広く情報提供・発信します。

2 市民参加と協働の文化財の保存・活用、管理運営の体制づくり

歴史文化基本構想で取り上げている関連文化財群や歴史文化保存活用区域としての文化財の保存・活用は、新たな文化財保護行政の視点・取組であり、こうした視点を含め、文化財の保存・活用策を検討したり、具体化に向けて取り組んだりする体制づくりを検討します。

また、これまでの調査から、未指定等の文化財を数多く確認しており、市民等の協力と参加、協働による文化財の保存・活用に向けた仕組みを検討します。

3 文化財に関わる情報の把握と一元管理(文化財の危機管理等)

文化財のき損、滅失などの情報を連絡・集約し一元管理するため、文化財調査協力員をはじめとした市民、文化財の所有者等との連絡体制を確保・充実させます。

具体的には、担当部署と連絡網の周知、市民等への文化財に関する情報提供や啓発などに取り組みます。

4 歴史文化基本構想の推進と庁内連携の体制の充実・強化

歴史文化基本構想は、文化財の単体としての保存・活用だけでなく、周辺環境を含めた保存・活用、ネットワークづくりといった従来の文化財保護のセクションを超えた内容を含んでいます。

このため、文化財課の所属する部内はもとより、政策、経済、環境、都市建設、教育委

員会の各関連部局をはじめ庁内での情報の共有化と保存・活用の連携体制を充実・強化します。

5 関係機関・自治体との連携

歴史文化基本構想に位置づけている内容、取組の具体化を図るためには、前記の市民や専門家等、庁内の連携体制の確保・充実とともに、島根県、島根県教育庁及び文化庁と連携を図りながら、内容を深めたり、実現手法を検討したりすることとします。

また、関連文化財群や歴史文化保存活用区域に関しては、近隣自治体と関係するテーマも多数あり、例えば、「たたらや鉱山とともに生きた足跡」では雲南市、大田市と、「うみとかわの恵み」や「島根半島の“浜”と“浦”」では松江市と、「神戸川と沿岸のくらし」では飯南町と連携し、より保存・活用の幅や魅力を高めることが期待されます。

第2節 文化財の保存・活用の取組展開

出雲市歴史文化基本構想に基づき、文化財の保存・活用を進めるためには、前述した「体制(組織、仕組み)」と合わせて、「態勢(身構え、準備、対応)」の充実・強化も求められます。この「体制と態勢」で基本となるのが人づくりです。

文化財の保存・活用における人づくりとは、子ども達を含め市民等に文化財への関心を高めてもらうこと、そして、市民・地域活動団体、更には市域を越えて出雲市出身者、ルーツを持つ人、出雲市に関心のある人、学識経験者、団体などに協力・支援や参加してもらうことが考えられます。

このため、人づくりにおいては、啓発や学習機会の確保、情報提供・発信、担い手の育成、協働の仕組み・活動など「啓発・周知と参加、連携・協働」の取組を展開していくことが重要になります。

こうしたことを踏まえ、ここでは態勢づくり、人づくりの観点から、文化財の保存・活用の取組を展開していくことについてまとめます。

【啓発・周知と参加、連携・協働による文化財の保存・活用の取組展開】

- 1 文化財に関する啓発と学習機会の確保
- 2 ICTを活用した出雲市の歴史文化等の情報の受発信
- 3 文化財の保存・活用に関わる団体及び担い手・支援者の育成
- 4 関連文化財群としての文化財の保存・活用の促進(支援・協働)
- 5 歴史文化保存活用区域における文化財の保存・活用の促進(支援・協働)
- 6 歴史文化を生かした観光振興・シティセールス(国内外)
- 7 文化財の保存・活用とまちづくり

1 文化財に関する啓発と学習機会の確保

文化財への関心と理解を高めていくため、子どもから高齢者まで、それぞれの関心や状況などを考慮し、文化財に対する啓発や学習・体験機会の確保に努めます。

学校教育においても、本構想の内容を含め、出雲市の歴史文化に興味を持って学べるよう、分かりやすい学習教材の作成などに取り組むとともに、現地において体験できる機会の確保に努めます。

また、文化財の保存・活用に関わる人づくりの基礎的な取組としても、啓発や学習・体験機会の内容などを検討します。

2 ICTを活用した出雲市の歴史文化等の情報の受発信

文化財に関する啓発や情報提供に関しては、広報やパンフレット等の紙媒体の充実(分かりやすさ、興味・関心を高める工夫)と合わせて、インターネット、ICT(情報通信技術)を活用した情報提供・発信を積極的に進めます。

また、行政と観光協会等の団体が連携しながら、より効果的に出雲市の情報を発信できるよう努めます。

さらに、市民や来訪者など一人ひとりが、口コミやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の活用などによって、出雲市の歴史文化や観光などの情報発信者となってもらえ

るような取組を検討します。

3 文化財の保存・活用に関わる団体及び担い手・支援者の育成

建造物等の文化財の清掃・美化や維持管理、民俗芸能の継承、文化財を生かしたまちづくりなどに関わる組織・団体の立ち上げや活動の支援に努めます。

とりわけ出雲市には数多くの民俗芸能が継承されていますが、その担い手は、高齢化等で減少し、いくつかの民俗芸能については継承することが難しくなりつつあることを踏まえ、担い手の確保・育成など無形民俗文化財の保存・継承に努めます。

4 関連文化財群としての文化財の保存・活用の促進(支援・協働)

関連文化財群は、文化財の種別、有形・無形、指定・未指定を問わず、テーマ・ストーリーに基づき、地域に存在する様々な文化財の保存・活用を目指すものであり、出雲市の歴史文化の価値と特色をより顕在化し、新たな魅力も見いだす役割が期待されます。

本歴史文化基本構想では、11の関連文化財群を設定しており、これらを切り口として、文化財の調査・研究と価値の把握を進めながら、保存・活用に取り組みます。

その中では、文化財保護と教育、観光振興などとの連携に努めるとともに、市民等の協力と参加を促進しながら、歴史文化を生かしたまちづくりを促進します。

5 歴史文化保存活用区域における文化財の保存・活用の促進(支援・協働)

歴史文化保存活用区域とは、関連文化財群や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺環境を含めて、文化的な空間を創出するための計画区域として設定するものであり、地域のまちづくりと一体となった取組が期待されます。

本歴史文化基本構想では、9つの区域を設定しており、それぞれの区域において、地域のまちづくり活動の一環として、また、歴史文化を生かした地域起こしとして取組が行われるよう、地域の支援に努めます。

また、各地域における歴史文化を生かしたまちづくりの情報交換や連携した取組に広がるよう、歴史文化を通じた交流機会の確保に努めます。

6 歴史文化を生かした観光振興・シティセールス(国内外)

文化財は、学術的・教育的な価値に加え、観光や交流、さらにはまちづくりを進める資源や切り口などとしての役割も有しており、文化財の保存に留意しながら、効果的な活用と情報の受発信に努めます。

その中では、出雲市の歴史的魅力や特色をストーリー化し、それを構成する文化財を設定し、日本遺産^{※1}の認定に向けた取組を進めるとともに、シティセールス事業(出雲市歴史文化遺産魅力発信事業)を推進します。

※1 日本遺産

地域の歴史的的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援する制度。

7 文化財の保存・活用とまちづくり

関連文化財群や歴史文化保存活用区域といった新たな視点による取組を含め、住民等の協力と参加による文化財の保存・活用を進めます。

その中では、地域として文化財を再発見すること、住民自らがその維持管理や活用を考えること、さらには具体の活動・取組を行うことなど、文化財を地域のまちづくり・地域起こしの資源として活用する取組を支援します。

第3節 文化財の保存・活用に関する計画・事業等の進行管理

1 歴史文化基本構想等の進行管理と見直しへの対応

出雲市歴史文化基本構想に関わる事業・取組を具体化し、効果を発揮させるためには、本構想、更には今後作成する保存活用計画の進行管理を的確に行う必要があります。

そのプロセスでは、PDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)の考えを取り入れ、計画的に事業・取組を実施し、その中間点や終了時点などでは、達成状況、課題などの把握・評価を行い、当該事業等の改善及び他の事業や次への展開への反映に努めます。

こうした進行管理の過程で、必要に応じて本構想等の柔軟な見直しに対応します。

なお、出雲市が行う事業・取組は、ハード(施設、設備の整備等)とソフト(活動支援、人材育成、情報の提供・発信、調査・研究等)があり両者を組み合わせて行う場合もあります。

このうち、出雲市が行う調査・研究については、その成果を本構想の充実(必要に応じて見直し)に生かします。また、他の行政機関・研究機関、研究者等による歴史文化に関わる成果等の把握に努め、それを踏まえた本構想の充実に努めます。

なお、本構想については、各保存活用計画や事業の進捗状況により、出雲市文化財保護審議会などによって毎年度見直しを検討します。

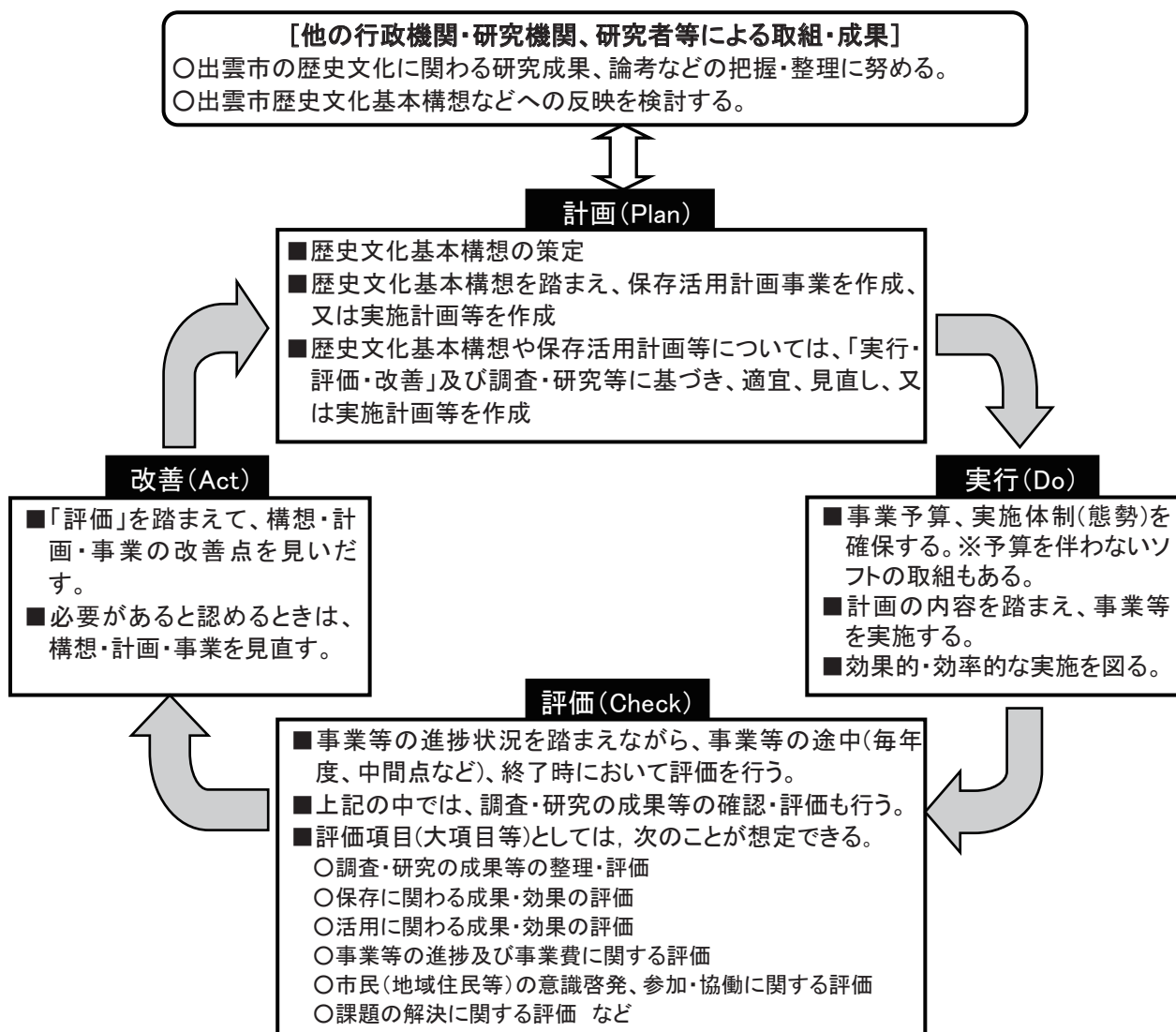


図 6-1 文化財に関わるPDCAサイクルのイメージ

2 文化財の保存・活用の事業展開

出雲市歴史文化基本構想を具体化していくためには、本構想に位置づけている取組の事業化、保存活用計画の作成とそれに基づいた事業の推進などを図る必要があります。

このため、本構想自体には目標年次は設定しませんが、実際の事業については、優先順位を検討し、短期・中期・長期又は年次でプログラムを設定し、実施計画につなぐこととします。

その中では、市民や地域活動団体、学識経験者等の意見などを把握することが大切になり、とりわけ歴史文化を生かしたまちづくりを持続的・発展的に行うためには、市民等の理解と協力、参加が不可欠であり、重要なプロセスになります。

出雲市歴史文化基本構想

策定日 平成29年(2017)1月30日

発行日 平成29年(2017)3月31日

編集・発行 出雲市

(事務局:出雲市役所文化財課)

〒693-0011

島根県出雲市大津町2670

出雲弥生の森博物館内

TEL. 0853-21-6893

FAX. 0853-21-6617

E-mail bunkazai@city.izumo.shimane.jp

ホームページ <http://www.city.izumo.shimane.jp>

印刷 島根印刷 株式会社
